

高槻市学校教育審議会 中間報告（案）

令和8年2月

高槻市学校教育審議会

— 目 次 —

はじめに

1. 教育委員会からの諮問	3
2. これからの社会に求められる教育	4
(1) 第4期教育振興基本計画（文部科学省）	
(2) 学習指導要領改訂に係る方向性	
3. 高槻市における教育改革	5
(1) これまでの教育改革の理念	
(2) 第2期高槻市教育振興基本計画	
(3) 連携型小中一貫教育の現状	
4. 義務教育学校制度について	10
(1) 学校制度の変遷と法体系の整備	
(2) 義務教育学校制度の概要	
5. 義務教育学校制度導入における教育的意義	12
(1) 高槻の学校に根付く小中一貫教育	
(2) 学校を取り巻く課題	
(3) 義務教育学校制度導入の教育的観点からの検討	
6. 答申策定に向けた今後の検討課題	17

はじめに

高槻市学校教育審議会（以下、「審議会」という）は、令和6年4月に設置され、高槻市における義務教育学校の設置について、教育委員会より諮問を受けた。

第1回審議会の教育長あいさつの中で、「現在の高槻の教育の原点」として、平成12年の「高槻市教育改革懇話会の提言」が紹介された。「改革は、バラ色のものであるとは限らない。いかなる改革も、現状を変えろという痛みを伴うものである。」「教育についていえば、現状を維持するということは、学校と社会の間の乖離をますます大きくし、その病巣を深刻にしていくことにつながる。」—その巻頭言は、これまでの高槻市の教育改革遂行を支えた理念であるとして、強く印象付けられた。同時に、20年来の教育改革の集大成であり、これからの高槻市の教育の大きな方向性にもつながる諮問内容に、審議会の役割の大きさを実感した。

約2年に及ぶ10回の審議会の中で、「これからの義務教育を創る」ことを見据え、「義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じた児童生徒の学力の向上や豊かな人間性の育成を目指し、高槻市の現状を踏まえた義務教育学校の設置」について調査・審議を重ねた。

学校・保護者・地域等の様々な立場の委員から、多角的な観点で審議を進めることができ、これからの教育を考える上で、高槻市における義務教育学校制度導入の必然性や優位性については、一定の共通理解を得るに至った。

一方で、高槻市の現状を踏まえた設置に向けた具体的な方向性については、教育委員会が基本方針を策定する上で、審議会でのさらなる議論が必要ではないかと考えた。そのため、これまでの審議内容について、教育的な観点を中心とした「中間報告」としてまとめることとした。

また、本報告に則り、今期の審議会で出された課題については、事務局において、一定の期間をかけて調査研究されたい。その上で、審議会として、義務教育学校設置に向けた議論をさらに深め、これからの高槻市の教育の充実に向けて、よりよい答申となるように、引き続き調査・審議を進めたい。

1. 教育委員会からの諮問

審議会は令和6年4月1日に設置され、令和6年5月31日付けで、高槻市における義務教育学校の設置について高槻市教育委員会から諮問を受けた。



高教政第63号
令和6年5月31日

高槻市学校教育審議会 会長 様

高槻市教育委員会

諮問書

高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）別表の規定により、下記の事項について審議を求めます。

記

1. 諮問事項

本市における義務教育学校の設置について

2. 諮問内容

本市ではこれまで、平成12年の教育改革懇話会の提言に基づく取組を進めるとともに、平成19年の2学期制の実施や平成28年の連携型小中一貫教育の全校実施など、様々な教育改革に取り組んでまいりました。

また、平成28年の小中一貫教育学校検討委員会では、小中一貫教育の効果をさらに高めるため、施設一体型小中一貫校を設置することが望ましいとの提言を受けました。

これまでの取組の成果をさらに高めるために、本市ではすべての学校を義務教育学校とすることを目指しています。

これらのことから、義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じた児童・生徒の学力の向上や豊かな人間性の育成を目指し、本市の現状をふまえた義務教育学校の設置について、調査及び審議をお願いします。

【資料1】令和6年5月31日付け諮問書

2. これからの社会に求められる教育

(1) 第4期教育振興基本計画（文部科学省）

令和5年6月16日に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」は、政府が策定する教育に関する総合計画であり、今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。

将来の予測が困難な時代の中、我が国の教育をめぐる現状や課題を踏まえ、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられている。

審議会においても、高槻の子どもたちにどのような力をつけてほしいか、そのための学校教育はどう在るべきかについて審議を行った。そこでは、学校教育の役割は、「学力を育むこと」と「人間性を涵養すること」であり、各教科等で育成する資質・能力を着実に定着させることが大切であることを再確認した。また、「粘り強く取り組む」「仲間と協力する」といった非認知の力に加え、学ぶ意義を理解し、学びが社会を変えることにつながる意識を育む重要性も論議された。それは「将来子どもが今住んでいる地域を担っていけるように育ててほしい」という地域からの要請とも通じるものでもある。

「日本社会に根差したウェルビーイング」は、自己肯定感や自己実現などの「個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング」と、利他性や協働性、社会貢献意識などの「人とのつながり・関係性に基づくウェルビーイング」の両者を調和的・一体的に向上させていくことが重要であるとされている。これは、子どもたちを「みんなが幸せになるために、自分に何ができるのか」と考えることができる大人へと育むことと言い換えることができる。審議会においても、自己実現とよりよい社会をつなぐための当事者としての意識を育むことの大切さについて語られた。

教育の目的は、教育基本法第1条にあるように、「人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者」として子どもを育むことである。多様な社会的要請があったとしても、これからの義務教育を考えるうえで、子どもたちを、どのような社会の創り手として育てるかという視点が大切であり、いかなる時代においても、学校が、子どもたちに、平和で民主的な社会の土台となる価値観や資質・能力を涵養する場でなくてはならない。

(2) 学習指導要領改訂に係る方向性

日本の学校教育は、学校教育法をはじめとする様々な法律により、教育機会の均等と教育水準の維持・向上の基盤となる制度が構築され、全国的に一定水準の教育を保障してきた。また、教職員が、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、知・徳・体にわたる全人的な教育を提供していることが国際的にも高く評価されている。

令和6年12月25日に、文部科学省から中央教育審議会（以下、中教審）に対して、学習指導要領改訂に向けた諮問がなされている。諮問では、子どもたちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たす役割はこれまで以上に大きいとし、これまでのよい点を継承しながら新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要があると示されている。

中教審への諮問の中では、子どもたちを取り巻くこれからの社会や現在の学校の状況を踏まえ、「顕在化している課題」が示され、「主体的に学びに向かうことができている子どもの増加」、「多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現」の必要性、「『正解主義』や『同調圧力』への偏り」、「自律的に学ぶ自信がある生徒が少ない」「子どもの社会参画の意識、将来の夢を持つ子どもの割合」の低さ等が挙げられている。

3. 高槻市における教育改革

(1) これまでの教育改革の理念

公教育には、社会経済的背景に関わらず、すべての子どもたちの学力を保障し、成熟した市民へと育む使命がある。高槻市では、子どもたちの「学力の向上」や「市民性の育成」を目指し、平成12年の教育改革懇話会の提言に基づく様々な教育改革に取り組んできた。特に、平成19年の「2学期制」の導入や、平成28年の「連携型小中一貫教育」の全校実施は、これまで進めてきた教育改革をより効果的に進めるためのものであり、令和7年度導入が完了したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）も、この枠組みを生かし取組を進めているものである。

- 平成12年 教育改革懇話会 提言
- 平成13年 「高槻市の教育改革について」策定
- 平成19年 2学期制の実施
- 平成22年 ラーニングSプロジェクト

連携型小中一貫教育の研究を推進

- 平成28年 すべての中学校区で連携型小中一貫教育を実施
地域と連携した特色ある学校づくり推進事業
- 令和3年 「第2期高槻市教育振興基本計画」策定
- 令和5年 学習指導拠点校区の研究委嘱
- 令和7年 すべての中学校区での学校運営協議会の設置

【資料2】第1回高槻市学校教育審議会資料をもとに作成

「2学期制」の導入や「連携型小中一貫教育」の全校実施などの教育改革に通底するのは、校長の教育課程編成権の拡大である。1年間の横の拡大が「2学期制」、9年間の縦の拡大が「連携型小中一貫教育」であり、学校の方針を地域や保護者と共有することで公共性を担保するのが「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」である。

先述した学習指導要領改訂に向けた検討の中でも、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方が論議され、校長の教育課程編成権の拡大の方向性が示されている。このことは、子どもたちへの個別の配慮に留まらず、すべての子どもたちが、小さな社会である学校において、異なる背景をもつ仲間と協働しながら、共生社会の担い手として成長することを目指すものであると理解できる。そのためには、学校が、子どもや地域の実態を踏まえ、創意工夫しながら義務教育9年間の教育課程を編成することが重要であり、9年間を一体として見通せる制度的基盤が必要である。

(2) 第2期高槻市教育振興基本計画

国の教育振興基本計画を参酌し、地域の教育の振興のための施策に関する基本計画の策定に努めることが求められている中、高槻市では、令和3年3月に「第2期高槻市教育振興基本計画」を策定した。「第6次高槻市総合計画」の分野別計画として、令和12年度までの10年間の教育の目指す方向性と基本方針を示している。



【資料3】第2期教育振興基本計画（表紙）

高槻の教育がめざす社会像は、「多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、安全で安心して豊かに暮らせる社会」であり、子ども像は「人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る子ども」である。

この間、社会状況や教育環境が大きく変化する中でも、重点取組や、めざす子ども像の実現に向けた6つの目標と26の基本施策を着実に推進してきた。

引き続き、国の教育振興基本計画の方向性や学習指導要領改訂の動向を踏まえ、本計画に基づく取組を着実に進めていく必要がある。

(3) 連携型小中一貫教育の現状

① 実施当初の目的

社会に参画し、責任を果たしながら自分らしく生きていくために、21世紀の社会を生き抜く力としての学力の獲得を目的とする。そのために、9年間の一貫した「学習指導」、「生徒指導」、「地域連携」に取り組むことで、

- (1) 高槻市の教育の質の更なる向上
- (2) 社会参画力（確かな学力・豊かな人間性・健やかな心身）の育成
- (3) 教職員の意識改革と指導力の向上
- (4) 学校と地域社会の連携・協働の推進を目指す。

【資料4】「小中一貫教育学校の在り方について（答申）」平成28年10月 高槻市小中一貫教育学校検討委員会より

② 取組による成果

平成28年度にすべての中学校区で連携型小中一貫教育を実施し、子どもたちに社会で生きる力をつけるべく、各中学校区で取組を進めてきた。

各中学校区の実態に応じて、創意工夫した取組が展開される中、以下のような様々な成果が生まれた。

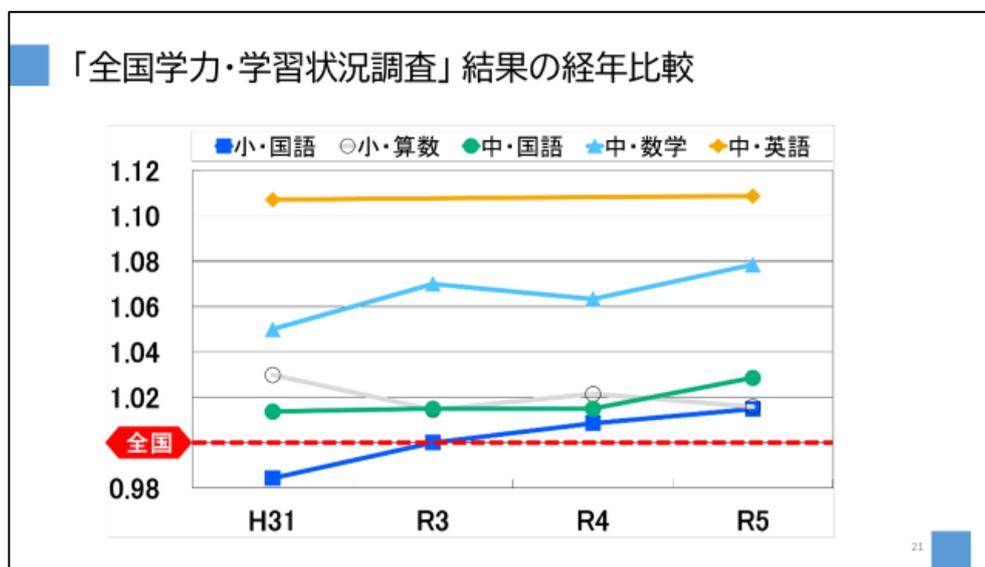
連携型小中一貫教育 各校区の実施

- 中学校区グランドデザインの策定
- 小中9年間のカリキュラム研究の推進（系統表の作成等）
- 小中9年間の学校生活のさまりや家庭学習のやり方等の検討
- 小学校高学年での教科担任制の実施
- 中学校教員による小学校での授業の実施
- 中学校区での不登校支援体制の整備
- 中学校区でのコミュニティ・スクールの導入
- 中学校区での学校評価の実施

等

【資料5】第2回高槻市学校教育審議会資料より

- ・中学校区での学力課題の共有と9年間の連続性のある指導内容・指導方法の研究の充実により、高槻の子どもたちの学力向上につながった。



【資料6】第2回高槻市学校教育審議会資料より

- ・小学校・中学校それぞれの生徒指導体制の整備により、中学校区としての組織的な対応が強化され、子どもの成長につながる生徒指導の充実につながった。
- ・中学校区単位でのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が進められ、家庭や地域等の参画を得ながら、地域とともにある学校づくりが推進された。
- ・中学校区の管理職及び教職員の連携・協働が進み、義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育を実施する組織体制が強化された。
- ・校種を超えた児童生徒の交流も盛んに行われ、校種間の段差を埋めるだけでなく、異年齢の関わりの中で豊かな心を育む機会につながった。

それ以外にも、学校安全の取組、家庭学習、不登校児童生徒の支援等、各中学校区の実態に応じた様々な取組が生み出された。全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査の「校種間連携」に関わる内容においては、全国の数値と比較して、肯定的評価が高い状況があらわれており、各中学校区での継続的な取組として定着していることが伺える。

「令和5年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査」より

	高槻市				全国
	1	2	3	4	肯定的な回答 (1+2)
前年度までに、近隣等の小(中)学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行いましたか	36.6%	48.8%	14.6%	0%	63.7%
	85.4%		14.6%		
前年度までに、近隣等の小(中)学校と、授業研究を行うなど、合同で研修を行いましたか	34.1%	63.4%	2.4%	0%	62.8%
	97.5%		2.4%		

1.よく行った 2.どちらかといえば、行った 3.あまり行わなかった 4.全く行わなかった

【資料7】第2回高槻市学校教育審議会資料より

③ 推進上の課題

連携型小中一貫教育については、モデル校区での研究開始から10年以上が経過し、それぞれの中学校区で着実に実践を積み重ねてきた。

しかしながら、さらに取組を進める過程で、学校の努力や工夫では解消が難しい連携型小中一貫教育の制度上の限界が課題として浮き彫りになった。

【審議会での意見より】

- ・中学校区の教育目標であるグランドデザインを策定し、前期・中期・後期の学年区分を踏まえた系統性のある教育活動が目指されているが、複数の学校組織が存在する中で、それぞれの独自性が自然と尊重され、一貫した指導の充実に至るまでの難しさがある。
- ・各学校や学年単位での学力課題の分析と比較して、中学校区の学力課題の分析が十分になされておらず、中学校区の研究内容にもバラつきが生じてしまう。
- ・目指している方向性が同じであっても、アプローチがそれぞれであり、目標への意識が薄れると方法の違いだけが浮き彫りになり、中学校区内での差と映ってしまう。
- ・校種の違いによる学習観・指導観の差が未だに存在している。その中でも、不登校児童生徒数増加の課題に対して、これまで以上に中学校区としての支援体制の充実が求められる。
- ・すべての中学校区で学校運営協議会が設置され、学校ごとでなく中学校区と地域との連携の在り方を確立する必要がある。

- ・多様化・複雑化する教育課題に対応するためにも、義務教育9年間の教育に責任を持つ教職員体制の強化が必要になる。
- ・中学校区の実態に応じて、創意工夫を重ねてきた中で、中学校区間、学校間の取組の差が大きくなっている。

【資料8】高槻市学校教育審議会要点録をもとに作成

小学校と中学校が別々の学校制度として設計されていることや、児童生徒の発達の段階により求められる教育活動が異なることなどにより、指導体制や指導方法などの様々な違いが積み上げられてきた。

義務教育9年間で子どもを育てていく、力をつけていくという認識を教職員はもちろん、保護者や地域に理解してもらうことも必要となる。

また、教職員の働き方改革の必要性もある中、複数の組織が協議しながら連携していくことの時間的な負担にも留意する必要がある。

4. 義務教育学校制度について

平成28年に成立した義務教育学校制度は新しいものではなく、全国的には設置を進める自治体が年々増加している。

先行して設置された義務教育学校の多くは、小中一貫教育のカリキュラム研究を推進するなど、自治体全域へ発信するリーディング校の役割を担っている。

(1) 学校制度の変遷と法体系の整備

近代の教育制度は、1872年の「学制の発布」までさかのぼり、令和4年に150年を迎えた。また、「小学校6年・中学校3年」という義務教育の年限については、戦後の昭和22年に定められ、以後約80年間にわたり継続されている。

しかし、この約80年の間で、社会環境や子どもを取り巻く状況は、急激に変化している。特に、義務教育期間における、子どもたちの「心身の発達の早期化」や「価値観の変化」は、著しいと言われている。

そのような状況下で、義務教育の在り方について「実態に応じた、柔軟な対応が必要ではないか」といった議論がなされるようになった。

このような社会の変化や要望を受け、平成18年、平成19年に教育基本法及び学校教育法が改正され、義務教育9年間の目的・目標が新設された。義務教育9年間を通じた教育活動の充実に向けて、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まった。

さらに、平成27年の学校教育法の改正では、学校教育制度の「多様化」および「弾力化」を促進するために、小中一貫教育を実施することを目的とする、「義務教育学校制度」が創設された。

(2) 義務教育学校制度の概要

① 義務教育学校とは

義務教育学校制度は、平成27年の法改正を受け、平成28年から新設された学校教育制度で、「一人の校長、一つの教職員組織」の下、「小学校から中学校までの義務教育9年間を一貫して行う学校」をいう。

義務教育学校では、複数の校長、複数の教職員組織で連携して取り組む限界を超え、一貫性・連続性のある教育を推進することができる。また、一つの学校であることを生かした「特色のある教育課程」の編成が可能となる。

学校施設の形態については、「施設一体型」「隣接（併設）型」「施設分離型」があり、全国には、様々な施設形態の義務教育学校が存在している。

「義務教育学校」とは

	義務教育学校	高槻市 〈連携型一貫教育〉
修業年限 (学年区分)	9年	小6・中3
組織・運営	1人の校長 1つの組織	小中それぞれに 校長と組織
免許	原則として小中両方の免許を持つ 者に限られる	それぞれ保有する校種の授業を 行う
教育課程	9年間の目標 9年間の教育課程	9年間の目標 9年間の教育課程
施設形態	施設一体・隣接・分離	施設分離

16

【資料9】第1回高槻市学校教育審議会資料より

② 期待される効果

義務教育学校制度の導入については、高槻市の連携型小中一貫教育をさらに高め、子どもたちに力をつけるための改革として、様々な効果が期待できる。

- ・義務教育9年間を一貫した系統性・連続性のある教育
 - 一人の校長による、9年間を一貫した教育課程の編成と実施
 - 一つの学校組織による、教職員の意識の向上
- ・児童生徒に対する途切れのない指導
 - 学習内容の系統性・連続性を踏まえた指導
 - 早期の教科担任制の導入等による専門性の高い教育
 - 小学校教育から中学校教育への円滑な移行（差異の緩和）
 - 9年間継続した指導による個に応じたきめ細かな生徒指導
- ・豊かな人間性の醸成
 - 日常的な異学年の交流による精神的な発達や社会性の育成
 - 学校行事等を通じた思いやりの心や規範意識、憧れの気持ち等の醸成
- ・地域との協働の強化
 - コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の効果的な運用

【資料10】第1回高槻市学校教育審議会資料をもとに作成

5. 義務教育学校制度導入における教育的意義

(1) 高槻の学校に根付く小中一貫教育

高槻市では、全中学校区で実施している連携型小中一貫教育の枠組を活用し、各中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を設定した中学校区ランドデザインを策定し、中学校区の小中学校が連携し義務教育9年間を見通した教育課程を編成している。

令和4年度から段階的に導入し、令和7年度に全中学校区での導入を完了したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、各中学校区に学校運営協議会を設置している。校長が示す学校運営の基本的な方針である中学校区ランドデザインの承認を通して、学校だけでなく、地域・家庭など、中学校区の大人が方針を共有し、教育の当事者として皆で子どもたちを育てる仕組みを構築している。

このように、現在進められている高槻市の様々な教育施策や取組は、連携型小中一貫教育の枠組みを基盤としてその効果を高めており、中学校区を単位とした、確かな学力や豊かな心の育成、地域との協働関係の強化を着実に進めていることを確認することができた。

(2) 学校を取り巻く課題

一方で、昨今、変化の激しい時代の中で、子どもたちが抱える課題は複雑化、多様化しており、社会全体で学校や教職員を支え、乗り越えていかなければならない課題が、非常に多く存在している。全国的にコロナ禍によって、教育格差の拡大、不登校児童生徒の増加が加速したと考えられ、高槻市においても同様の傾向が見られる。社会経済的な背景に関わらず、すべての子どもたちに学力を保障することは公教育の使命である。

学校や地域を取り巻く大人の関係性の変化も学校運営に大きな影響を与えている。共働き世帯の増加や価値観の多様化により、これまで地域や保護者間の共助により解決されていた課題が、個別に学校に持ち込まれるようになってきている。子どものよりよい教育の実現のためには、学校・家庭・地域・行政など関係するすべての大人が教育の当事者としてそれぞれの役割を果たすとともに、社会の土台を創る学校の公共的な役割を再認識する必要がある。

また、社会に求められる学校の役割が増大する中、教員の働き方改革も世間の耳目を集めている。現在の教職員の年齢構成は、20代・30代が5割以上を占め、いわゆるベテランの教員のもつ知識や経験の伝承が難しい学校も多い。子どもにとっての最大の教育環境は教員である。公教育の要である教員を取り巻く環境を整備し、教員が本来担うべき学習指導、生徒指導に注力し、その専門性を十分に発揮できるようにすることは喫緊の課題である。

(3) 義務教育学校制度導入の教育的観点からの検討

審議会では、学習指導拠点校区の委嘱を受けている第一中学校区と、第1期のモデル中学校区としてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している城南中学校区より実践報告を受けた。2つの中学校区の実践報告では、中学校区の「めざす子ども像」の実現に向けて、小学校と中学校が連携した取組による成果を確認することができた。両中学校区の取組から、今後の高槻の義務教育の在り方を検討するための多くの示唆を得ることができる。

① 第一中学校区の実践報告

第一中学校区では、令和5年度より、学習指導拠点校区として、教育センターとともに、これからの社会を生きる子どもたちに「確かな学力」を育むため、教員の専門性を高めるとともに、互いに学び合う組織づくりの研究を行っている。目指す授業として、教師が与えた正解を覚える授業ではなく、児童生徒が、教師の指導を通して、既習の知識や生活経験と関連づけながら深く考え、新たな知識として「わかった」と実感を伴って理解できる授業を掲げている。また、「教師は、教室と職員室で成長する」という考え

方に基づき、授業研究班を組織し、日常的に教員同士の授業参観や事後協議などを行うことで、授業力の向上を図っている。校長が一人で教員を育てるのではなく、教員同士が学び合い、自身の教育観や授業観を問い直すことで、授業力の向上や児童生徒理解を深めることにつなげている。

第一中学校区の学習指導の研究実践から見られる教職員の組織づくりや専門性の向上については、審議会で実施した豊中市立庄内さくら学園（令和5年度開校の義務教育学校）の視察においても関連する報告があった。小中学校の教員が同じ職員室で日常的に学び合い、授業参観や教科部会を通じて刺激を与え合う環境の中で専門性の向上を図っている様子が伺えた。また、「9年生が卒業していくのを見送りたい」と、前期課程（小学校）の教員が後期課程（中学校）の教員免許の取得を目指すなど、義務教育学校での勤務を通じて、9年間で子どもを大人へと育てるといった教員の意識や仕事観が変わってきているとのことだった。

小学校と中学校の教員が、互いの授業を理解し合うことは、子どもたちに学力を育成する上で極めて重要である。9年間の学習や成長の中で、どの部分を担っているかという理解が深まり、系統性のある指導を行いやすくなる。義務教育学校において、小中学校の教員が9年間の子どもの成長や、教員同士の授業を、日常的に見合う時間ができれば、9年間の教育課程の理解を通じた授業力の向上と学校の組織力の向上が期待できる。

② 城南中学校区の実践報告

城南中学校区では、令和4年度より、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している。中学校区の小中学校で、9年間につけたい資質・能力と、総合的な学習の時間のカリキュラムを整え、子どもたちが、多様な他者と協働して、地域が抱える課題を解決する探究的な学習を進めるなど、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活用し、学校だけでなく、家庭や地域の大人が力を合わせて、子どもたちの「市民性」を育成している。

城南中学校区の報告では、学校を取り巻く地域の教育力の向上が語られた。公立の学校の最大の特徴は、「地域」の存在である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、「地域」の力を生かし、子どもを大人にするための仕組みである。地域の未来を担う子どもたちの成長は、その地域に住む人々の希望であり、学校を核とした9年間の協働の取組を進めることは、子どもたちに地域への愛情や誇りを育み、地域の将来を担う成熟した大人への育成につながる。

庄内さくら学園の視察においては、隣接するコミュニティ拠点とのつながりや、地域の方が、授業支援や子どもの見守り活動、朝食会などを通じて学校づくりに参加している様子が報告され、学校が地域の拠点としての役割を果たしていることも報告された。

義務教育学校制度の導入は、現在進めているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を基盤として、中学校区における保護者や地域をはじめとした教育に関わる大人の当事者意識の醸成や、地域の公共施設などの様々な社会・教育資源を活用した学校づくりをさらに推進し、学校の公共性を高める効果が期待できる。

その他にも、審議会では、義務教育学校制度の教育的な意義について、以下のような意見が挙げられた。

【審議会での意見より】

ア 学力の向上 ～一貫性・連続性のある教育の推進～

- ・一人の校長の学校運営により、9年間の教育課程の一貫性・連続性が保障される。
- ・各学校に校長がおり、それぞれの学校の特色を出していくとなると取組に差が生じる実態はある。小学校から中学校への連続性を考えると、一人の校長が9年間の教育課程を編成できることが魅力である。特に、教科書のない総合的な学習の時間や特別活動など、小中9年間のつながりを俯瞰して取り組んでいける。
- ・保護者・地域・学校が総がかりで育てた子どもが、社会の当事者としての意識を高め、自立した学習者として成長し、高槻という地域で未来を創る。そんな大人にする教育を充実させるために、改めて義務教育9年間の枠組みで考えることの重要性を実感した。
- ・小中の文化が融合することは、教職員の仕事観に影響を与え、やりがいにつながられることや、授業改革につながっていく。
- ・一つの組織になることで、校種を超えた教職員のコミュニケーションが増え、学校のビジョンを共有することができるなど、連携型小中一貫教育で十分にできなかったところを改善し、教職員集団のチームワークを高め、教育の質を上げていける。
- ・子どもが減少した小規模な学校では、教職員の数も減るため、教職員同士が学び合う機会も減っていく。義務教育学校では、子どもの9年間の成長を見取っていくために、教職員同士が学ぶ機会も増え、小学校の教職員が中学校の専門的な指導を学ぶことも充実させられる。
- ・幼児期の教育は、興味のあるもの、好きだと感じるもの、やってみようと思うところから始まり、主体性から始まるといえる。その中で自立する基礎を養っている。義務教育学校制度を導入することで、身近にある様々な環境を通して学ぶことも、教職員が一致してつなげていけるとよい。

- ・小学校、中学校の教育観の差というのは依然としてある。就学前から始まり、小中学校につながっていく教育観・指導観が組織として一貫したものになることで中学校区が策定している「めざす子ども像」への意識も自ずと高まっていく。
- ・どの中学校区でも、実態に応じて地域との円滑な関係を築かれているが、現状では、どうしても学校単体の発想になりがちである。その結果、それぞれの学校で取組が行われ、継続性や一貫性のないものになる。一つの学校組織が9年間の枠組みで、地域との協働を推進できれば、「持続可能な社会の創り手」を育てる意識を高めることにもつながる。
- ・今後、学校が柔軟な教育課程を編成できる方向性が示されている。それを実現するためには、9年間を一体として見通せる制度的基盤が必要である。制度の改革を通じて、本市がこれまで培ってきた小中一貫教育の成果をさらに発展させ、子どもたちにとってより質の高い学びを保障していくためにも、義務教育学校の必要性、必然性はあると認識している。

イ 豊かな人間性の育成 ～多様な大人・子どもとの出会いを通じた学習環境の充実～

- ・各学年の人数が増えるだけでなく、縦のつながりについても豊かになるような取組が設定しやすくなる。
- ・通常の学校ではイベントである小中の交流が、義務教育学校では通過点として日常の交流になっていると思う。柔軟で魅力があり、なおかつ可能性を考えることができるカリキュラムづくりを展開できる。
- ・多様な大人、異学年の子どもとの関わりが広がる。その環境の中では、よいことばかりではなく諍いなども増えることもある。そこで、お互いの折り合いをつける機会も増えることになる。そういった総合的な勉強そのものが、人間の根っことなる一番大事なところを育てていく栄養素となる。それが日常的な環境としてある義務教育学校の教育は、大きな意味がある。
- ・学校は、「他者との折り合いを学ぶ」という重要な役割がある。学校では、発達段階に応じた人との関わりを学んでいる。多様な子どもたちが集う義務教育学校では、豊かな心の育成という観点でも優位性がある。
- ・小さな学校でも子どもたちの成長はあると思うが、大きな学校であれば、異質な集団で交流する力がより高まる。
- ・「1中2小」よりも、義務教育学校として一つにすることで、1年生から9年生までの9学年の縦のつながりというものは広がる。たくさんの仲間や多様な人と関わり合えるという意味でも、そういう機会を保障するという意味でも、義務教育学校になる意義をイメージすることができた。

【資料11】高槻市学校教育審議会要点録をもとに作成

審議会での報告や意見を踏まえ、義務教育学校制度の導入は、高槻市がこれまでに取
り組んできた連携型小中一貫教育をはじめとした様々な教育施策の効果をさらに高める
ものであり、学校教育を取り巻く様々な課題を克服し、家庭環境の有利・不利を超えて、
すべての子どもたちに学力と市民性を涵養し、よりよい社会の担い手として育むという
公教育の社会的使命を果たすうえで有利であることが確認できた。

6. 答申策定に向けた今後の検討課題

これまでの審議会で出された課題を、以下のとおり整理する。

検討課題については、高槻市の現状を踏まえた具体的な議論を行えるよう、一定の期
間、事務局において調査研究することを求める。

① これからの教育との関連

- ・これからの学校教育に係る重要な位置づけであるため、学習指導要領改訂の動向を十
分に踏まえた答申とする必要がある。

② 様々な学校規模に対応した義務教育学校設置の在り方

- ・児童生徒の適切な教育環境をつくる観点から、多様な学校規模の現状を把握し、それ
ぞれの特徴や課題を明らかにする必要がある。
- ・今後の人口推移の状況によっては、改めて適正規模の議論が必要になる可能性もあ
る。その際は、平成13年の「高槻市学校規模等適正化審議会」の答申を踏まえつ
つ、新しい時代に応じた基準を検討することも考えられる。

③ 高槻市の現状の把握

- ・義務教育学校の設置に向けては、各中学校区における様々な実践や研究の成果、コミ
ュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活動状況、市内小中学校の地域ごとの
地理的・文化的な特徴をこれまで以上に把握する必要がある。

④ 学校施設や設置形態の在り方

- ・多様な学習活動を展開できる学習空間の実現など、これからの教育に対応するため
にも、学校施設は新設が望ましい、既存の施設を活用する場合も、新しい教育観を踏ま
えた教育環境の整備を追求する必要があるという意見が挙げられた。また、義務教育学
校の設置形態については、施設一体型が望ましいという意見が挙げられた。これらの意
見を踏まえ、改めて、施設整備の在り方や設置形態の特徴等を比較し、高槻市におけ
る教育的な効果や現状を理解した上で、審議会としての意見を整理する。

⑤ 先行校に期待される役割・機能

- ・ 1校目の義務教育学校が、高槻市の教育の進展に向け、どのような役割を担うかについて、一定の方向性を示す必要がある。
- ・ 公共施設との複合化により、学校を核とした地域の教育力の向上を図っている全国的な事例等についても情報を収集する。

⑥ 先行校選定の観点と長期的な見通し

- ・ すべての中学校区で義務教育学校の設置を目指す中、教育委員会が先行校を選定するにあたり、通学路、施設の老朽化、地域の防災拠点としての機能等の安全・安心な学校づくりを前提としつつ、どのような観点をもとに判断することが望ましいかについて、審議会としての意見を整理する。
- ・ 答申受領後に、教育委員会が基本方針を策定するにあたり、市民への周知や意見聴取の機会を検討する必要がある。また、義務教育学校設置に至る過程においては、保護者や地域住民等に対して説明する機会を検討する。

参考資料 1

高槻市学校教育審議会 委員名簿

氏名	所属等	構成
一柳 康人	大阪樟蔭女子大学 児童教育学部	学識経験のある者
城下 英行	関西大学 社会安全学部	
津田 和美	平安女学院大学 子ども教育学部	
蛭田 勲	追手門学院大学 国際学部	
鎌田 ひとみ	三島人権擁護委員協議会高槻地区委員会	関係団体を代表する者
宮本 剛	高槻市青少年指導員協議会	
山本 新一	高槻市コミュニティ市民会議	
高木 祐樹	高槻市PTA協議会	幼児・児童・生徒の保護者
安盛 啓史	高槻市PTA協議会	
田中 健文	高槻市公立中学校校長会	市立の幼稚園・認定子ども園、小学校・中学校の教育職員
八尾 洋美	高槻市立小学校長連絡会	
山田 めぐみ	高槻市立幼稚園園長会	
入江 隆男	公募市民	市民

委嘱期間：令和6年5月31日から当該諮問に係る調査・審議の期間中

第 1 回 令和 6 年 5 月 3 1 日 (金) 1 3 時～

- ・ 学校教育審議会について
- ・ 今後の審議内容について

第 2 回 令和 6 年 7 月 2 6 日 (金) 1 3 時～

- ・ 高槻市における連携型小中一貫教育の成果と課題について
- ・ 全国及び府内の義務教育学校の設置状況について

第 3 回 令和 6 年 9 月 1 0 日 (火) 1 3 時～

- ・ 学校視察（豊中市立庄内さくら学園）

第 4 回 令和 6 年 1 1 月 2 9 日 (金) 1 5 時～

- ・ 今後の審議内容について（中間整理）

第 5 回 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金) 1 5 時～

- ・ 今後の審議内容について
- ・ 過去の答申について
- ・ これからの社会に求められる教育について

第 6 回 令和 7 年 3 月 2 8 日 (金) 1 5 時～

- ・ 今後の高槻がめざす小中一貫教育について（中学校区の実践報告）
 - － 確かな学力の育成
 - － 地域とともにある学校づくり

第7回 令和7年5月30日(金) 15時～

- ・義務教育9年間の育ちと学びの連続性を保障する教育環境整備
～安全・安心な学校づくりに向けて～
 - －今後の児童生徒数の推移
 - －学校施設の現状
 - －通学距離等の地理的環境
 - －地域の防災拠点としての機能

第8回 令和7年9月26日(金) 15時～

- ・今後の方向性について
- ・これまでの意見の整理について

第9回 令和8年1月23日(金) 15時～

- ・中間報告(案)の共有

第10回 令和8年2月27日(金) 15時～

- ・中間報告の承認
- ・答申策定に向けて